

ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報保護評価書（案）に対する パブリック・コメントで寄せられたご意見の要旨と本市の考え方

ご意見の要旨	本市の考え方
特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関するご意見	
<p>委託先、再委託先についてのチェック、ルール事項がはっきりしておらず、外資規定もなく曖昧である。具体的項目を定めるべき。</p>	<p>本評価書は委託時における個人情報の保護手法を示しているものであり、委託業者の選定条件を示すものではありません。</p> <p>なお、実際の委託についてはデジタル庁において、複雑な予防接種スケジュールを自動調整できるといった予防接種の円滑化に必要な高度な技術を有するなど予防接種事務の専門的な知見を有すること、予防接種に関する管理等を行うためのシステム開発の実績を有する個人情報（マイナンバーを含む）を取扱う高度なセキュリティを実装したシステムの開発等の実績を有することといった要件を具備すると判断されたこと、必要とする物品およびサービスの提供者が他に存在せず、会計法第29条の3第4項に該当すると考えられたことから、随意契約が行われております。</p>
特定個人情報の入手・使用に関するご意見	
<p>転入者、転出者の照会について、自治体間で本人の同意なく個人情報をやり取りするのはやめてほしい。同意手続きを具体的に定め、担当職員を定めて行ってほしい。</p>	<p>新型コロナワクチンの接種記録の照会については、必要性・緊急性に鑑み「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第16号に基づき、本人同意を不要とすると国から示されています。</p> <p>そのうえで、自治体間での照会については、本評価書「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策」の「2 特定個人情報の入手」において、次のとおり、リスク対策を講じております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的外の入手が行われるリスク対策として、自治体間で照会する情報は新型コロナワクチンの接種記録のみとし、VRSを通じて行う。 ・ 不適切な方法での入手が行われるリスク対策として、VRSのデータベースは市区町村ごとに論理的に区分され、他市区町村の領域からは、情報の入手ができないようにアクセス制御がなされている。 ・ 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、VRSでは暗号化された通信回線を使用する。 <p>また、システムの操作権限についても、本評価書「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策」の「3 特定個人情報の使用」の「リスク2」において、操作者を限定した取り扱いとすることで、特定個人情報の保護に努めております。</p>
その他（電子交付アプリの仕様に関するご意見）	
<p>ワクチン接種証明の電子版の利用規約も二重同意に改めてほしい。</p>	<p>ワクチン接種の電子証明のアプリはデジタル庁にて開発・提供されており、全国統一の仕様となっております。</p> <p>なお、電子交付の請求時には、本評価書「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策」の「2 特定個人情報の入手」の「リスク3」のとおり、個人番号カードのICチップ読み取りと暗証番号入力による2要素認証を行うことで、特定個人情報の保護が図られております。</p>